

茨城県報

昭和三十四年八月四日
号 外

目 次

告 示

(選挙管理委員会)

○ 訴願の裁決

○ 同

..... ページ
..... 一
..... 四

告

示

選挙管理委員会

茨城県選挙管理委員会告示第六十一号

昭和三十四年四月三十日執行の本県竜ヶ崎市議会議員一般選挙における当選の効力について、竜ヶ崎市二、八八四番地笠原恵雄から訴願の提起があつたので、当委員会は、次のとおり裁決した。

昭和三十四年八月四日

茨城県選挙管理委員会

委員長 橋 本 正 男

裁 決 書

裁 決 書

茨城県竜ヶ崎市二、八八四番地

訴願人 旅館業 笠 原 恵 雄

明治三十五年十月三十日生

右訴願人から提起された昭和三十四年四月三十日執行の本県竜ヶ崎市議会議員一般選挙における当選の効力に関する訴願について、当委員会は、審査の結果次のとおり裁決する。

主 文

この訴願は、棄却する。

訴願の要旨及び理由

この訴願の要旨は、昭和三十四年四月三十日執行の本県竜ヶ崎市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）の当選の効力について訴願人の異議申立に対し、同年五月二十日竜ヶ崎市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）はこの異議申立を棄却する旨の決定をなしたが、この決定には不服であるからその決定を取消し、本件選挙における木村千代雄の当選を無効とする旨の裁決を求めるというのである。

毎週月・水・金曜日発行（緊急事項は号外発行）
（休日の場合は繰下ぐ）

（送料共一ヶ月）
百円）

発行所 茨城県水戸市北三ノ丸二一九番地

印刷所 茨城県水戸市北三軒町二四番地（四）
印刷所

その理由とするところは、

一 本件選挙における選挙会において、候補者木村千代雄は、得票数三七七票をもつて最下位当選人、訴願人は、得票数三七二票をもつて最高位落選人と決定され、同年五月一日市委員会が木村千代雄を当選人とする旨の告示をなした。しかしながら、右選挙会において無効とせられた投票の中には次のように記載された投票が少くとも五票以上存在している。

- (イ) 候補者の氏名である笠原恵雄以外に下平屋と記載したもの
- (ロ) 恵雄と記載したもの
- (ハ) 下町の下平屋と記載したもの
- (ニ) 下平屋、下町と記載したもの
- (ホ) 下平屋下町と記載したもの
- (ヘ) 笠原恵雄に×をかいて新たに下平屋と記載したもの

二 本件選挙の選挙会において、前記投票を無効としたことは、公職選挙法(以下「法」という。)第六十八条の無効投票とする規定を誤解したものである。すなわち、

前記(イ)は、候補者の氏名以外に職業を記載したもので勿論有効である。

前記(ロ)は、恵雄が当用漢字にないため新当用漢字によつて記載したもので、訴願人に対する投票の意思を十分推認しうべきものと信ずる。

前記(ハ)は、下平屋以外に住所を記載したもので、「の」の字が他事(訴願書には「他字」とあるが「他事」の誤記と認める。)記載と認められるおそれがないでもないが笠原恵雄の住所、職業をもつて訴願人の氏名にかえたものとみられないものでもない。

前記(ニ)は、下平屋と下町の間に句点を付したもので、このような筆勢上の記入は他事記載と認むべきものでない。

前記(ホ)は、下平屋という通称に住所を記載したものとして有効である。

前記(ヘ)は、訴願人の氏名に×を付して抹消したうえ、下平屋という通称を記載したもので有効である。

以上(イ)、(ロ)、(ニ)、(ホ)及び(ヘ)に記載した投票は、法第六十八条に規定する無効投票に該当するものでなく、同条第五号の他事記載と断定する根拠もない。三 以上の理由により前記(イ)から(ヘ)までの投票が有効とすれば、その投票が五票

以上あるから、訴願人の得票数は、三七七票以上となり、当選人木村千代雄の得票数三七七票を超過することとなるので、木村千代雄の当選は無効と決定すべきものである。

というのである。

裁決理由

よつて、法第二百六条第二項の規定により、これを受理して、審査するに、一 当委員会は、昭和三十四年七月二十日市委員会の保管にかかる本件選挙の投票を調査したのであるが、選挙会において無効投票と決定された一三五票の中には訴願理由第一の(イ)から(ヘ)までに記載してある投票は一票も存在しないことが確認されたので、訴願人の主張は単なる憶測にすぎないといわざるを得ない。

しかし、「ナサラ」及び「ナサラ」と記載された投票がそれぞれ一票

あることを確認したが、審査の結果、訴願人の有効投票と認定した。

その認定の理由は、

投票は一つの意味表示であり、投票の記載から、選挙人が候補者の何人に対して投票しようとするか、その意思の推定できる程度の記載が、この最小限度として要求される。記載されている文字から候補者の何人を選ぶ意思であるか判然としない投票を無効とする場合には、法第六十八条に規定するところであり、「ナサラ」と記載された投票は、同条第七号に一応該当する

ようにみられないこともないが、むしろ、投票の有効無効の限界を定めるに当つては、現行選挙法が立候補制度を採用している以上、選挙人の意思を客観的に推測して、その意思を最大限に尊重し、その投票に現れた氏名の記載が、正確を欠き、文字の不鮮明、誤字、脱字、あて字、文字の転倒などがあつても、それが候補者の氏名もしくは氏に近似しており、他にこれに類似する氏名、もしくは氏を有する候補者がなく、その候補者に対するものと認定するものが相当することは、幾多の判例の示すところである。したがつて、

よつて、訴願人の主張する代理投票においては、成規の補助者によつて行われたものであるから、何等選挙の規定に違反しているところがなく、訴願人の主張は根拠がないものといわなければならない。

仮りに、右代理投票についての違法があつたとしても、この代理投票の違法は、個々の投票の効力の問題として、当選無効の原因に止まるものと解すべきであり、選挙無効の原因とはなり得ない。

以上の理由により、本件選挙を無効とすべき訴願人の主張は理由がなく、訴願人の異議申立に対する村委員会の決定は正当なものであつて、この決定の取消を求める訴願人の要求は失当として棄却を免れないものである。

よつて、当委員会は、主文のとおり裁決する。

昭和三十四年八月四日

茨城県選挙管理委員会

委員長 橋 本 正 男

◆ 県政の総覧 県民の六法 ◆

== 茨 城 県 報 ==

茨城県の行政機構、財政、農林、水産、商工、観光、土木、衛生、労働、公安、教育、文化、民政等あらゆる行政にわたる県民の権利、自由もしくは利害に、直接間接関係のある条例、規則、告示、公告等はいずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動、日常生活のため必要であり、ぜひ知つてもらわねばならないので、県では実費でこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は、総務部文書課あてお申し込み下さい。購読料は、送料とも一ヶ月百円であります。

「ナヤヤ」^ナと記載された投票は、筆勢上から判断し、かつ、本件選挙における「原」のつく候補者が他にないことからして、「ナ」は、文字の記憶の不正確と運筆の拙劣のため「力」の文字を正確に記載し得なかつたものと認め、訴願人に対する有効投票とするのを相当とする。

また、「^ナ」と記載された投票は、法第六十八条第二号に該当して

「候補者でない者の氏名を記載したもの」と一応認められないこともないが、前述したとおり、現行選挙法が立候補制度を採用している以上、選挙人の意思を客観的に推測して、その意思を最大限に尊重して決定しなければならぬことはいうまでもないところで、その投票に記載された氏名と類似する者が本件選挙の候補者以外の一般の選挙人に実在するからといって、これを前記無効事由に該当するものとして無効とすべきではなく、一般的には、候補者の氏名を誤記したものとして候補者の氏名に類似した氏名を記載した投票と認めるのが相当である。しかしながら、記載にかかる氏名が有名人と全く同一である場合にあっては、「候補者でないものの氏名を記載したもの」として無効とすべきであることは、これまた判例の示すところである。したがって、この投票の有効を判断するに当つては、氏名の類似の程度、記載にかかる者の存否、著名の程度、その者と候補者との関係等を考慮して決定すべきであるので、右の観点から「^ナ」と記載された投票を考察するに、訴願人の五男に笠原邦夫な

る者があるが、上記の者は、昭和十一年十一月三日生(満二十三才)であつて、

本件選挙の被選挙権を有していないことは明らかであり、また訴願人の近隣において飲食業を営んでいるが、広くその名を知られている有名人であるとは認められないから、笠原邦夫に対する投票として、「候補者でないものの氏名を記載したもの」とみななければならない特別の事情は存在しないと判断され、訴願人の名のうち「恵」の文字が比較的難読のものである事情もあり、この投票は、訴願人の氏名に類似した氏名を記載したものと認められ、「クニ」はその誤記として、訴願人に対する有効投票とするを相当とする。

二 本件選挙の選挙会において訴願人の有効投票と決定された三七二票について審査したところ、その中に「下町下平ヤヤドヤ」、「下平屋」、「下平ヤ」、「しもひらや」、「シモヒラヤ」、「下町かサハラ」及び「下平屋笠原恵雄」と記載したものの合計五〇票が存在していたが、無効投票と認められる投票は一票も存在せず、三七二票はすべて有効投票と確認された。

三 本件選挙の選挙会において候補者木村千代雄の有効投票と決定された三七七票について無効投票とすべき投票が混入されていないかどうかを審査したところ、無効投票と認められる投票は一票も存在しないことが確認されたので同人の得票数には異動を生じない。

以上の理由により、訴願人の得票数を再計算すれば三七四票となるが、候補者木村千代雄の当選の効力に何等の影響がないことは計数上明白であつて、当選人に異動を生ずることはいから、訴願人の主張は、これを認めることができない。したがつて、本件選挙の選挙会の決定、市委員会の判断において、裁決の理由第一に述べたとおり、その一部に得票数の誤差があるが、訴願人の主張のように当選人木村千代雄の当選を無効とすべき理由がなく、訴願人の異議申立に対する市委員会の決定は、結論としては正当なものであつて、この決定の取消を求める訴願人の要求は失当として棄却を免れないものである。

よつて、当委員会は、主文のとおり裁決する。

昭和三十四年八月四日

茨城県選挙管理委員会

委員長 橋 本 正 男

茨城県選挙管理委員会告示第六十二号

昭和三十四年四月三十日執行の本県猿島郡五霞村議会議員一般選挙における選挙の効力について、猿島郡五霞村大字小手指八九一番地渡辺竹治から訴願の提起があつたので、当委員会は、次のとおり裁決した。

昭和三十四年八月四日

茨城県選挙管理委員会

委員長 橋 本 正 男

裁 第三号

裁 決 書

茨城県猿島郡五霞村大字小手指八九一番地

訴願人 農業 渡 辺 竹 治

明治三十五年十月二十九日生

右訴願人から提起された昭和三十四年四月三十日執行の本県猿島郡五霞村議会議員一般選挙における選挙の効力に関する訴願について、当委員会は、審査の結果次のとおり裁決する。

主 文

この訴願は、棄却する。

訴願の要旨及び理由

この訴願の要旨は、昭和三十四年四月三十日執行の本県猿島郡五霞村議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）の選挙の効力について訴願人の異議申立に対し、同年六月十一日五霞村選挙管理委員会（以下「村委員会」という。）はこの異議申立を棄却する旨の決定をなしたが、この決定には不服であるからその決定を取消し、本件選挙を無効とする旨の裁決を求めるといのである。

その理由とするところは、

本件選挙の第五投票区投票所における代理投票については、公職選挙法（以下「法」という。）第四十八条第二項の規定による選挙人の投票を補助すべき者（以下「補助者」という。）として関正明及び折原なか子の兩名が指定されていたにもかかわらずその補助者でない候補者の次男中山欽司は、同村山王山（訴願書には「三王山」となっているが「山王山」の誤記と認める。）の選挙人中島リン、

（第三種郵便物認可）

青木はな及び中島きのの代理投票に当り代筆をし、それを本人に読み聞かせず、かつ、立会人にも確認させずに投票させた。というのである。

裁 決 の 理 由

この訴願は、法第二百二条第二項の規定により提起されたものであり、これを受理して、審査するに、

およそ選挙が無効となるのは、法第二百五条の規定に示すように、その選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、これらの違法な点がなかつたならばあるいは異つた結果が生じていたかも知れないと考えられる場合でなければならぬ。この意味において、本件選挙が選挙の規定に違反していたかどうか、若し違反があつた場合にはこの違反のために選挙の結果に異動を生ずるおそれがあるかどうかということを主眼として、検討しなければならない。

かかる前提のもとに本件選挙の代理投票に違法があつたかどうかを判断するため、当委員会は、第五投票区投票所における投票管理者、投票立会人、訴願人の申立にかかる選挙人、補助者及び投票所事務従事者から供述を述べ、さらに、村委員会において定めた事務分担を調査したのであるが、村委員会が投票所事務従事者を任命するにあつては、補助者にはその職務を専念して行わせるための配慮をして、適当な人数を各投票区の投票所に配置したことがうかがわれるから、第五投票区投票所においては関正明及び折原なか子が指定されており、代理投票をしたい旨の申請をした選挙人の数からみて、それ以外の者を臨時に補助者と指定して行わせる程の混雑した状態になつたとは考えられず、補助者を交替させる必要が生じた事例もなかつたので、関正明及び折原なか子がこの補助者に指定されるや、これらの者もつばら補助者の職務のみ（代理投票をする選挙人のいない間隙に、関正明は投票録の作成事務を行つたこと、折原なか子は選挙人受付係の補助を行つたことはあるが、これは極めて短時間であつたと認められる。）を行つていたものと認定できるし、前記供述者の供述からも訴願人の申立のとき事例を確認することができない。したがつて、この調査結果を総合すれば、この投票所における補助者は、終日関正明と折原なか子の二人によつて行われたと認めるのが相当であり、上記二人以外の者である中山欽司が補助者になつて代理投票がなされた事実は認めることができない。